表備考ハ中「全事故比例てん補方式」を「全事故比例**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ホ中「支払上限付てん補率てい増方式」を「支払上限付**塡**補率逓増方式」に、「てん補方式」を「**塡**補方式」に改め、同表備考ヘ中「支払上限付小損害低てん補方式」を「支払上限付小損害低**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ト中「支払上限付小損害不てん補方式」を「支払上限付小損害不**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考チ中「約定限度内低事故不てん補方式」を「約定限度内低事故不**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考リ中「支払上限付低事故不てん補方式」を「支払上限付低事故不**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ヌ中「地震等限定てん補方式」を「地震等限定**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ル中「地震等比例てん補付約定限度内てん補方式」を「地震等比例**塡**補付約定限度内**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ヲ中「集団無事故不てん補方式」を「集団無事故不**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ワ中「大損害比例てん補方式」を「大損害比例**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十四年四月一日以後の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十二号（漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「）の上限金額」を「以下同じ。）の上限金額」に、「同項」を「法第百十三条の二第六項」に、「）に掲げる漁業のうちけた網」を「以下同じ。）に掲げる漁業のうち桁網」に、「すべて」を「全て」に改め、「当該共済責任期間の開始日の二月前の日前五年間における令第十一条」の下に「（令第二十二条の五において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「同条ただし書第二号」を「同号」に、「を規則第四十九条ただし書第二号」を「を同号」に改め、「次の表の上欄に掲げる区分に応じ、」を削り、「同表の中欄に掲げる割合」を「一・三」に、「同表の下欄に掲げる割合」を「〇・九」に改め、「（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）」及び表を削る。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十四年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十三号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「）の上限金額」を「以下同じ。）の上限金額」に、「同項」を「法第百十三条の二第六項」に改め、「）第十八条の六」の下に「（令第二十二条の五において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「一・四」を「一・三」に、「〇・八」を「〇・九」に改め、「（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）」を削る。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十四年四月一日以後の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百三十一号

平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十六号（漁業災害補償法第百十条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を定める等の件）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。ただし、その共済責任期間の開始日が同日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

○農林水産省告示第八百三十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、素材の日本農林規格（平成十九年八月二十一日農林水産省告示第千五十二号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

○農林水産省告示第八百三十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、有機農産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年四月二十七日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の有機農産物の日本農林規格により格付の表示が付された有機農産物については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第四条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、当分の間、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

○農林水産省告示第八百三十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、有機加工食品の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百六号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年四月二十七日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の有機加工食品の日本農林規格により格付の表示が付された有機加工食品については、なお従前の例による。